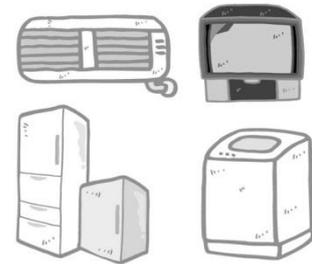


家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）とは

一般家庭や事務所から排出された家電製品から、有用な部品や材料をリサイクルし、廃棄物を原料するとともに、資源の有効利用を推進する為の法律です。

家電リサイクル法の対象製品（家電リサイクル4品目）

1. エアコン・室外機
2. テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）
3. 冷蔵庫・冷凍庫
4. 洗濯機・衣類乾燥機



処分方法

◎義務品

買換えの場合

新しく購入する販売店に、使わなくなった家電リサイクル対象製品の引き取りを依頼してください。通信販売・インターネット販売・テレビショッピング等から購入する場合も同様です。排出者（消費者等）はリサイクル料金と収集運搬料金を負担するよう定められています。詳しくは販売店にご確認ください。

使わなくなった製品を処分するだけの場合

使わなくなった対象製品を購入した販売店に、引き取り依頼をしてください。通信販売・インターネット販売・テレビショッピング等を通じて購入した場合も同様です。販売店は引き取りの義務があります。

◎義務外品

過去に購入した販売店が不明な場合や転居等により販売店への依頼が困難な場合

町内の家電リサイクル協力店に直接お問合せ下さい。排出者（消費者等）はリサイクル料金と収集運搬料金を負担するよう定められています。詳しくは販売店にご確認ください。

離島対策事業

一般財団法人家電製品協会による、上記「収集運搬料金」のうち海上輸送費用への助成制度です。離島における排出者が負担する「収集運搬料金」は、海上輸送を伴うことから本土に比して高額となります。そこで、海上輸送費用削減に取り組む為、徳之島3町による徳之島地区リサイクル促進協議会を発足し、亀徳新港から鹿児島にある指定取引場所までの海上輸送を実施する事業者に対し、補助金を交付する事としています。

徳之島3町家電リサイクル協力店

販売店	住所	電話番号
【徳之島町】		
栄元電気商会	徳之島町母間 3414-1	0997-84-0116
エディオン徳之島店	徳之島町亀津 5028-1	0997-83-2171
エディオンマツヤマ電器	徳之島港亀津 7456-1	0997-83-2430
セブンプラザ・セタ	徳之島町亀津 7381	0997-83-0236
セブンプラザ・トミタ	徳之島町花徳 3048-1	0997-84-0111
【伊仙町】		
エディオン伊仙店	伊仙町伊仙 1005-2	0997-86-2166
【天城町】		
芝田でんき	天城町平土野 33-1	0997-85-2146
セブンプラザ天城:	天城町天城 456-20	0997-85-2155
徳電舎	天城町浅間 830-14	0997-85-4705

◎廃家電の流れ

排出者→小売業者(販売店)→搬出港(亀徳新港)→海上輸送→受入港(鹿児島新港)→指定取引場所